

平成26年第2回美祢市議会定例会会議録（その5）

平成26年6月27日（金曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 1名

15番	村上健二
-----	------

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	大塚 享
議会事務局 企画員	野尻登志枝	議係	

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略 局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
建設経済部長	西田良平	総合観光部長	藤澤和昭
上下水道事業 局長	松野哲治	総務部長	大野義昭
総務部長	白井栄次	総務課長	細田清治
財政課長	佐々木昭治	総務課長	
総合政策部長		市民福祉部次長	三浦洋介
企画政策課長		上下水道事業局 施設課長	矢田部繁範
建設経済部長	河村充展	代表監査委員	三好輝廣
商工労働課長		美東総合 支所長	倉重郁二
教育長	永富康文	教育委員会 事務局長	山田悦子
消防本部長	阿野一俊		
消防総 支所長	奥田源良		

教育委員会 事務局次長	末岡竜夫	病院事業局 管理部長	金子彰
教育委員会事務局生涯学習 スポーツ推進課長	内藤賢治	消防本部次長	松永潤
監査委員 事務局次長	小田正幸		

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議員坪井康男君に対する懲罰の件
- 日程第 3 議案第 2号 美祢市税条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第 3号 美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 美祢市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 1号 平成26年度美祢市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 美祢市農業委員会委員の推薦について
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 美祢市議会解散に関する動議
- 日程第10 会期の延長について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前1時27分開議

○議長（秋山哲朗君） これより本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第5号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、萬代泰生議員、三好睦子議員を指名いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午前1時29分休憩

.....

午前4時27分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第2、議員坪井康男君に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により坪井議員の除斥を求めます。

〔3番 坪井康男君 退場〕

○議長（秋山哲朗君） 本件に関し、特別委員長の報告を求めます。懲罰特別委員長。

〔懲罰特別委員長 荒山光広君 登壇〕

○懲罰特別委員長（荒山光広君） ただいまより、先ほど開催いたしました懲罰特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました、議員坪井康男君に対する懲罰の件について慎重に審査いたしましたところ、賛成多数で委員会案による陳謝文により、公開の場における陳謝の懲罰を科すことに決しましたので、御報告申し上げます。

以上をもちまして、懲罰特別委員会の委員長報告を終わります。

〔懲罰特別委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 懲罰特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、懲罰委員長の報告を終わります。

なお、これをもって懲罰特別委員会の審査を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

日程第2、議員坪井康男君に対する懲罰の件を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。河本議員。

○12番（河本芳久君） まずは、この陳謝文について、私の発言に対して採決をしないで賛成多数によると、こういうふうにして今、委員長報告をなされましたけれど、私は、このような陳謝をされる必要は一切ないと、こう受けとめております。

だから、この陳謝にかかわっては反対でございます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。萬代議員。

○7番（萬代泰生君） それでは、私のほうからは、賛成の立場で発言させていただきます。

議員の政治倫理に関する条例にありますとおり、議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければなりません。

よって、この議案に賛成いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。高木議員。

○6番（高木法生君） それでは、私も賛成の立場から発言させていただきます。

美祢市議会会議規則第5章、規律、第142条（品位の尊重）におきまして、議員は、議会の品位を重んじなければならない、とあります。よって、坪井議員の発言はこれに反していると考え、賛成意見とさせていただきます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 懲罰動議の理由が、侮辱的及び脅迫的な発言とありますが、委員会でも申し上げましたが、この侮辱的というところがどこかと聞きましたら、発言を妨害したとか、職権の乱用とかありました。これは、議論が白熱すれば、当然、こういったことは起こり得ると思います。

以前も、合併当時からずっと議会に出させていただいていますけど、こういったことはあったようにあります。これで懲罰と言われれば、議員は何も言えなくなるのではないかと思います。

そして、ふと思ったんですが、私も、これにかかることもあるかもしれないと、何かそら恐ろしい気持ちもしました。

それから、脅迫的になっていうところでも、その理由が、こうこうだということがありましたが、何もやましいことがなければ脅迫にはならないと思います。この件もお話ししましたが、その文言を指摘されたところは、脅迫には当たらないと考えますので、この件については反対いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、日程第2を採決いたします。本件に対する委員長報告は、委員会の案による陳謝文により、坪井議員に公開の場における陳謝を科すこととあります。本件について公開の場における陳謝を科すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山哲朗君） 賛成者、反対者、同数であります。したがって、議長の私が賛成といたします。よって、本件は公開の場における陳謝を科すことに決しました。坪井議員の復席を求めます。

〔3番 坪井康男君 入場〕

○議長（秋山哲朗君） ただいまの議決に基づき、これより、坪井康男議員に対し懲罰を宣告いたします。坪井康男議員に陳謝の懲罰を科します。

これより、坪井康男議員に陳謝をさせます。坪井康男議員には、演壇にて陳謝文の朗読を命じます。

○3番（坪井康男君） ただいま、議長より陳謝文を朗読せよと、こういうことでございますが、私は、このような道理が通らない陳謝文を読み上げる意思は毛頭ございません。断固として拒否いたします。

理由を申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。

○3番（坪井康男君） 1点目。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。陳謝文の朗読ということで、あなたの今の理由を述べる場ではございません。あくまでも陳謝文は、ここの演壇で述べていただきたいということで、陳謝文でない以上はこの演壇で述べることは許可

しません。

○3番（坪井康男君） じゃあ、陳謝いたしません。

○議長（秋山哲朗君） はい。

本議会で議決をいたしました懲罰は、坪井議員には受け入れられないことをまことに遺憾に思います。今後、坪井議員も、美祢市議会の一員として、地方自治法及び美祢市議会会議規則を遵守されることを強く希望いたします。

この際、暫時、10時30分まで休憩をいたします。10時30分、きょうの10時30分、午前の10時30分です。

午前 4時37分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

西岡議員から発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。西岡議員。

○13番（西岡 晃君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきたいと思えます。

昨日の朝、10時からけさ4時30分、40分程度まで、混沌とした議会がなされたというふうに認識しておりますが、つきましては、地方自治法第135条の第2項及び美祢市議会会議規則第151条第1項の規定に従いまして、議会解散の動議を提出したいと思えますので、よろしく取り計らいお願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 暫時休憩をしたいと思います。

午前10時32分休憩

.....

午後 1時18分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、美祢市議会、純政会の5名の議員から、議長宛てに美祢市議会解散に関する動議が提出されました。

この際、暫時休憩をいたします。この間に議会運営委員会の開催をお願いいたします。（発言する者あり）

済みません。西岡議員から発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

○13番（西岡 晃君） 大変申しわけございません。先ほど動議を言った際に、動

議の規定を地方自治法の第135条第2項及び美祢市議会会議規則第151条第1項の規定によりと申しましたが、間違っております、訂正させていただきたいと思ひます。

地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭和40年6月3日法律第118号）の規定に基づき、動議を提出するということでございます。大変失礼しました。

○議長（秋山哲朗君） それでは、早速、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午後1時20分休憩

.....

午後1時39分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。ただいま机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第5号の1）及び美祢市議会解散に関する動議の2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第9、美祢市議会解散に関する動議を日程に追加したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第9、美祢市議会解散に関する動議を日程に追加することに決しました。

日程第10、会期の延長についてを日程に追加し、先議したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期の延長についてを日程に追加し、先議することに決しました。

日程第10、会期の延長についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を6月30日までの3日間延長し、21日間としたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、6月30日までの3日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。なお、6月30日月曜日は、午後1時から本会議を開きます。本日はこれにて延会をいたします。

午後1時41分延会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年6月27日

美祢市議会議長

秋小哲朗

会議録署名議員

萬代春生

”

三好睦子